

2024年（令和6年）3月7日

児童発達支援事業所 管理者 様  
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課  
福祉サービス担当課長

児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る  
自己評価結果等未公表減算の届出等について（通知）

児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者は、「福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和元年条例第4号。以下「基準条例」という。）において、自己評価及び保護者評価により、提供する支援の質の評価及び改善を行うとともに、その内容を公表しなければならないとされています。

また、2018年度（平成30年度）の報酬改定により、自己評価結果等未公表減算が創設され、質の評価及び改善の内容の公表方法及び公表内容について、市に届出がされていない場合は、減算が適用されることとなっています。

あわせて、提供する支援の内容について、利用児童や保護者等が事業所を比較・検討して適切に選択できるよう、本市ホームページでの事業者情報の公表が求められているところです。

については、次のとおり必要書類を提出してください。

## 1 対象事業所等

（1）2023年（令和5年）4月1日以前に指定を受けた事業所

【サービス種類】児童発達支援事業所、放課後等デイサービス

【提出書類】①児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る自己評価結果等の公表の届出書  
（様式3-18）

②自己評価結果（任意様式）

③事業者情報

【提出形式】①Excel形式

②PDF形式

③Excel形式

【その他】①及び②について、医療型児童発達支援事業所は提出不要です。

多機能型事業所は、サービス毎ではなく、事業所で1部作成し、提出をしてください。

(2) 2023年(令和5年)5月1日から2024年(令和6年)2月1日(基準日)の間に指定を受けた事業所

【サービス種類】 児童発達支援, 放課後等デイサービス

【提出書類】 ①事業者情報

【提出形式】 ①Excel形式

## 2 提出方法

### 電子メール

※提出時, 件名の初めに, 【自己評価結果届出書等】と記載いただきますようお願いいたします。

## 3 提出期限

**2024年(令和6年)3月29日(金) (必着)**

## 4 留意事項

- (1) 自己評価結果及び事業者情報については, 本市ホームページに掲載します。個人情報保護の観点から, 内容に個人名は記載せず, 写真を用いる場合は適切な説明がなされ必ず同意を得ているものを使用してください。またメール送信の際は, 内容に不備はないかを今一度ご確認ください。
- (2) 自己評価結果は, 本市ホームページでの掲載だけでは公表したことにはなりません。必ず事業所において, 公表をしてください。
- (3) 自己評価結果は, 2023年(令和5年)5月以降に新たに指定を受けた事業所については, 提出を求めませんが, 基準条例に定めるとおり自己評価等を行い, その内容をおおむね1年に1回以上公表する必要がありますので, 留意してください。
- (4) 自己評価等の実施については, 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインを参考にしてください。

参考 福山市 HP <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/174799.html>

### 【問い合わせ先・提出先】

障がい福祉課 事業者指定・指導担当

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話 (084) 928-1261 FAX (084) 928-1730

MAIL: shougai-fukushi@city.fukuyama.hiroshima.jp